

件名	愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例の一部を改正する条例
主管課	医療対策課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>県外の大学に在学する者を奨学金の貸与対象者に追加することに伴う改正 (貸与対象者)</p> <p>第2条 奨学金の貸与を受ける者(以下「貸費生」という。)は、県内の大学<u>その他知事が定める大学</u>の医学を履修する課程に在学する者で将来県内の医療機関等(知事が指定するもの)に限る。以下「指定医療機関等」という。)において医師としての業務に従事しようとするものうちから採用する。</p> <p style="text-align: center;">↓ 追加</p>	
施行日	平成22年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>○改正の背景</p> <p>卒後一定期間の地域医療等従事を条件とする県奨学金制度の設定等を条件として、各都道府県において、県内及び県外大学と連携した医学部入学定員の増員(平成22年度から10年間)が認められることとなったため、県外大学在学学生を貸与対象者に追加するための条例改正を行うもの。</p> <p>○奨学金制度の概要</p> <p>(1) 貸与の方法 第1年次から大学を卒業するまでの間(6年分を限度)において、入学料及び授業料並びに生活費を貸与する。</p> <p>(2) 貸与の取消し ・大学を退学したとき ・学業成績及び素行が著しく不良となったと認められるとき。</p> <p>(3) 返還の債務の免除 当然免除 ①9年間の義務年限を指定医療機関等の医師として業務に従事した場合 ②業務上の事由による死亡又は心身の故障の場合 裁量免除 業務外の事由による死亡、心身の故障等の場合</p>	